

公安委員会	警察庁組織令の一部を	令和4年10月13日
説明資料No. 1	改正する政令案等について	長官官房

1 警察庁組織令の一部を改正する政令案

- (1) 刑事局組織犯罪対策部の組織犯罪対策企画課、暴力団対策課及び薬物銃器対策課を組織犯罪対策第一課及び組織犯罪対策第二課に再編する。
(第22条、第28条及び第29条関係)
- (2) 警備局警備運用部の警備第二課を警備第三課とした上、警衛・警護に関することを所掌する警備第二課を新設する。(第36条、第41条、第42条及び第43条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

2 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- (1) 暴力団排除対策官を組織犯罪対策第一課に移管する。(第33条関係)
- (2) 警備第二課に警衛指導室及び警護指導室を新設する。(第46条及び第47条関係)
- (3) その他所要の規定を整備する。

3 警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則案

- (1) 「警察庁の定員に関する規則」を改正し、組織犯罪対策部、警備運用部等の定員を変更する。
- (2) 上記1及び2の改正に伴い、「警衛要則」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則」における所要の規定を整備する。

4 疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令案

上記1の改正に伴い、所要の規定を整備する。

5 今後の予定

閣議(上記1の政令案) 10月下旬

施行 11月1日(火)